

「運営規則」と「運用指針」の制定趣旨

— 運用マニュアルの刊行にあたって —

「お茶の水女子大学ウェブ・ページ運営規則」が2003年2月27日に制定され、2003年4月1日から施行されました。その趣旨は、以下のとおりです。

本来、インターネットを利用した大学からの自由な情報の発信や公開は、広く推奨されるべきことです。しかし、とくに特定の情報の流通が第三者の権利を侵害する恐れがある場合などには、ウェブ・ページの管理運営者としての大学の法的責任とも無関係ではないため、適正な手続に従い、かつ、速やかに十分な調査を行ったうえで、必要な範囲内で当該情報の流通を制限するかどうかを大学として決定せざるを得ないこともあります。他方でウェブ・コンテンツの著作権やプロバイダの権限などをめぐる問題には、現在のところ不明確な点も決して少なくありません。そこで、本学のウェブ・ページを円滑かつ適正に運営するために、大学、発信者及び第三者という三者間の権利義務関係又は権限及び関連手続に関する公正な学内ルールとして、ウェブ・ページ運営規則が制定されることになったというわけです。

これにともない、運営規則を実際に運用するに当たっての手続の細則や個別的判断に際しての参照基準などを定めた運用指針も制定されました。

この運用マニュアルは、実際的な利用の便宜を考慮して運営規則及び運用指針の概要を図解で示したうえで、運営規則の各条文ごとに、運用指針と、その他の補足的説明や解説的事項などをまとめ、さらに関連法令の抜粋を付け加えて刊行するものです。冊子体として学内に配布するほか、大学のホームページ上でも公開されます。

(このマニュアルの構成)

第1部 運営規則及び運用指針の概要図解

- 図1 運営規則の概要
- 図2 各HP運営委員会階層組織図
- 図3 ホームページの開設手順
- 図4 研究室ページに関する第三者からの権利侵害等の申立
- 図5 研究室ページに関する第三者からの権利侵害等の申立 (続・第29条関連)
- 図6 プロバイダ責任制限法によって明確にされた大学の責任の概要

第2部 運営規則各条に関する運用指針及び解説事項

参考資料：関連法令

図1 運営規則の概要

第1章 総則 (8頁～10頁)	第4章 研究室ページ (18頁～27頁)
目的 (第1条, 8頁) 定義 (第2条, 8頁) 法令等の適用 (第3条, 9頁) 基本原則 (第4条, 9頁) 対象プロトコル (第5条, 10頁)	第1節 研究室ページに関する大学の権限 (18頁～20頁) HP運営委員会の管轄 (第16条, 18頁) HP運営委員会の権限 (第17条, 19頁) 免責条項 (第18条, 19頁) 著作権 (第19条, 20頁)
第2章 管理運営組織 (10頁～11頁)	第2節 研究室ページの公開条件と内容規制 (20頁～23頁)
HP運営委員会 (第6条, 10頁) HP運営委員会の基本的責務 (第7条, 10頁) 責任者 (第8条, 11頁) 責任者の基本的責務 (第9条, 11頁)	公開条件 (第20条, 20頁) 内容規制その1 (第21条, 21頁) 是正又は改善勧告 (第22条, 21頁) 内容規制その2 (第23条, 22頁) 強行措置 (第24条, 23頁)
第3章 委員会ページ (11頁～18頁)	第3節 研究室ページに関する紛争処理 (23頁～27頁)
委員会ページの公開 (第10条, 11頁) 大学名義で公開される委員会ページ (第11条, 12頁) 各HP運営委員会間の関係 (第12条, 12頁) 委員会ページのリンクの消去 (第13条, 13頁) 委員会ページ内のウェブ・コンテンツの削除 (第14条, 13頁) 委員会ページに関わる第三者からの指摘・申出 (第15条, 18頁)	権利侵害等の申出の受理 (第25条, 24頁) 事実確認作業 (第26条, 24頁) 権利侵害性の判断 (第27条, 25頁) 是正・改善勧告 (第28条, 25頁) 強行措置 (第29条, 26頁)
第5章 雑則 (27頁～28頁)	
発信者情報の開示請求 (第30条, 27頁) 苦情等の処理 (第31条, 27頁) 運用指針 (第32条, 28頁) 改正手続 (第33条, 28頁)	

図2 各HP運営委員会階層組織図

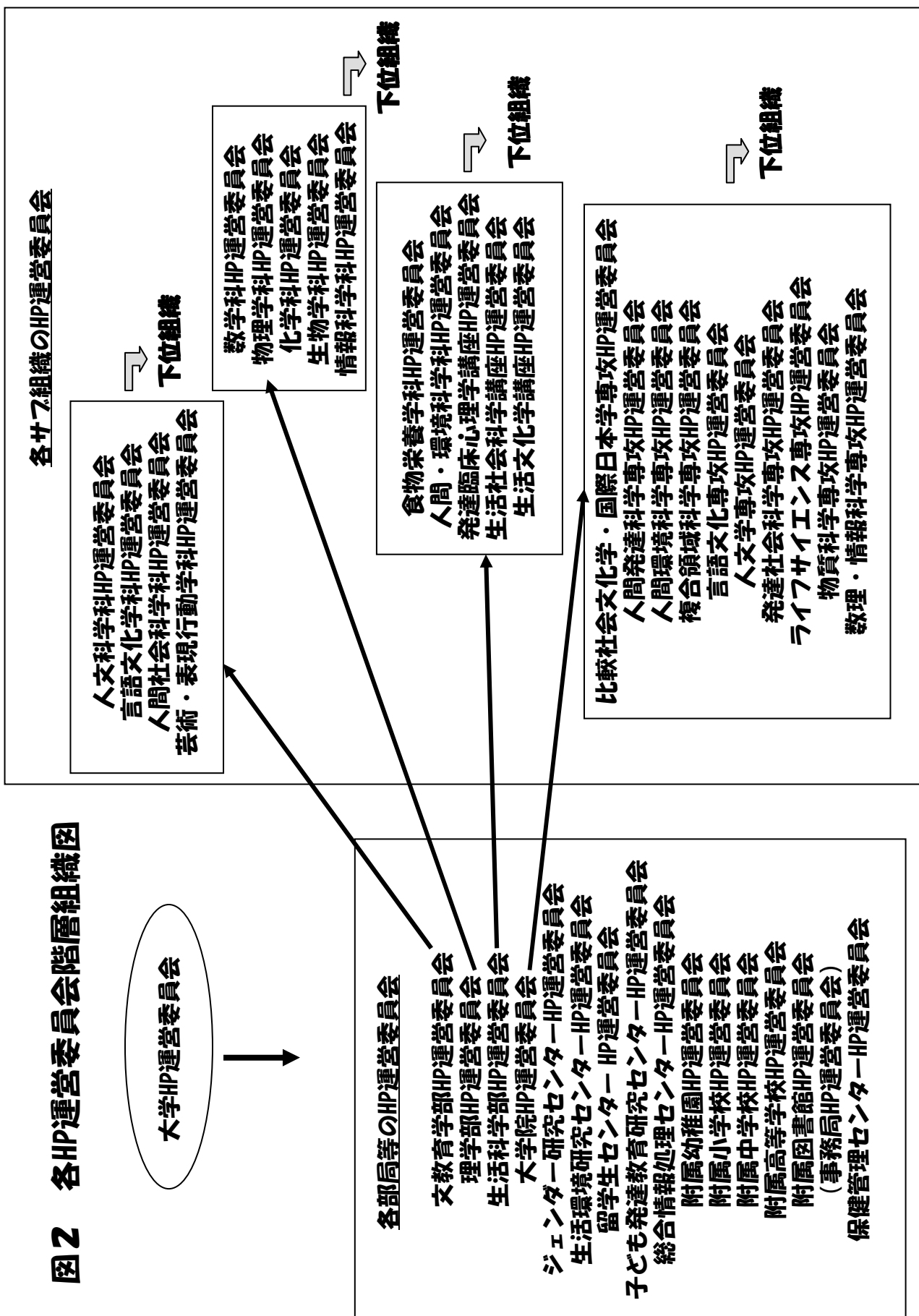
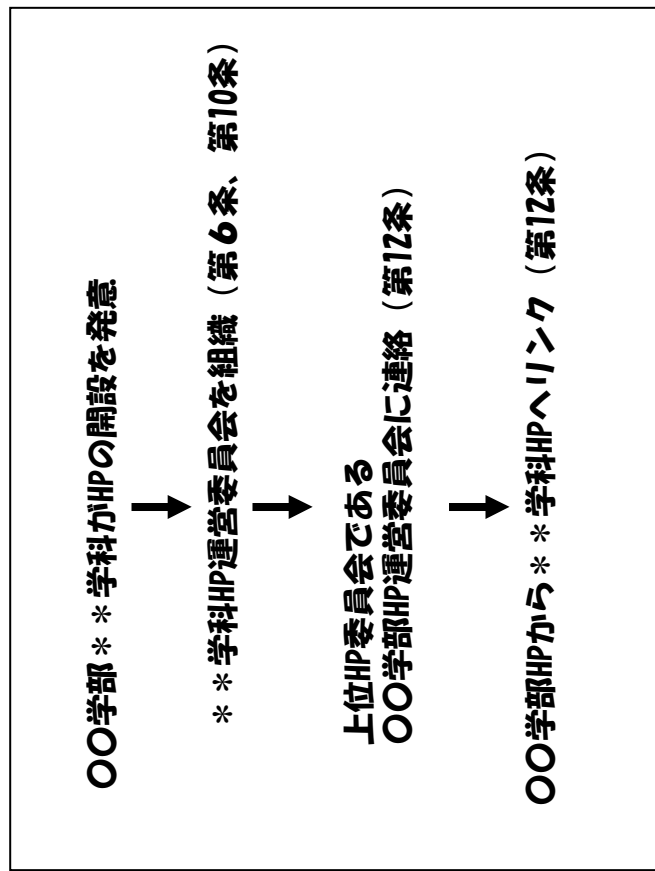


図3 ホームページの開設手順

委員会ページの開設手順 (例)



研究室ページの開設手順 (例)

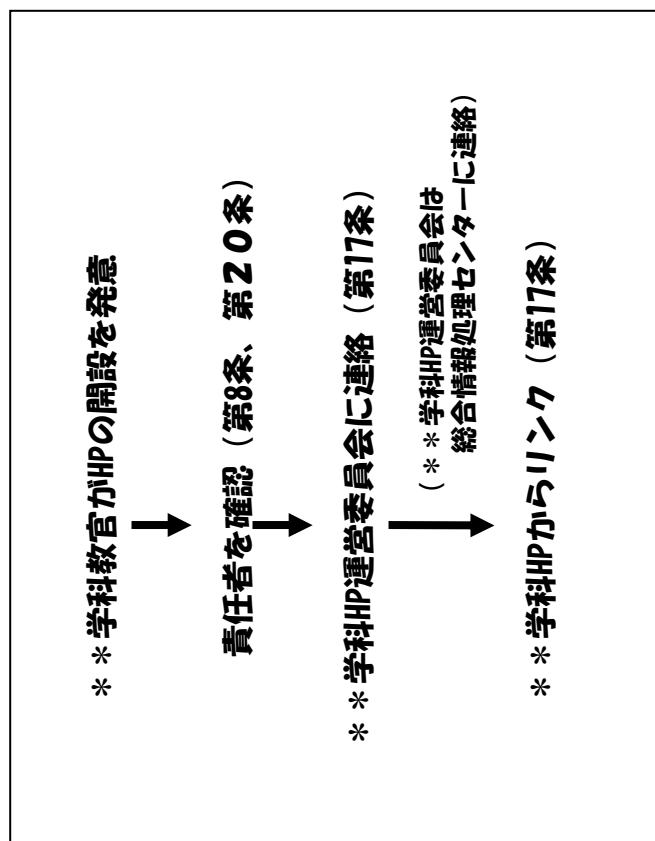
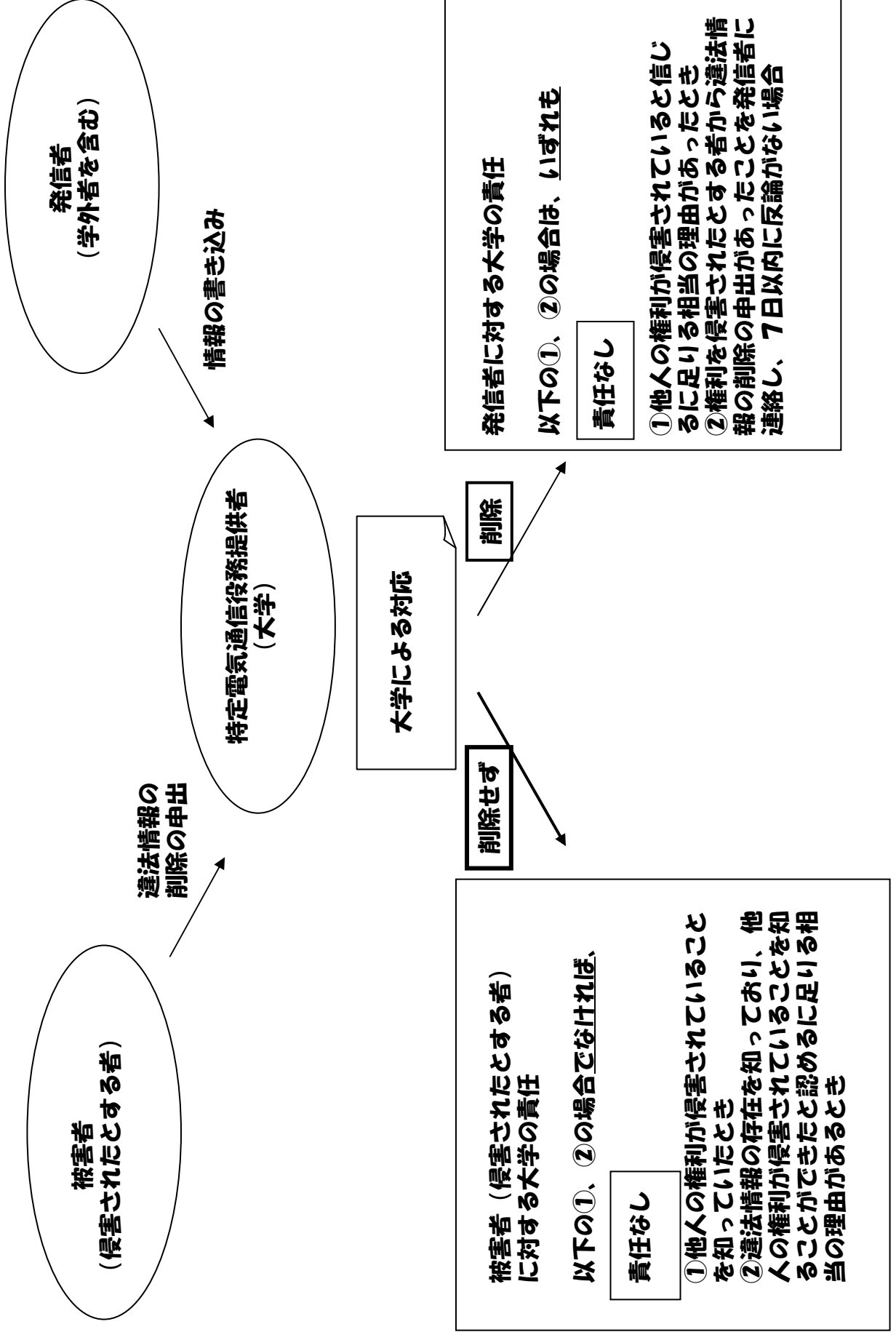


図6 フロバイダ責任制限法によって明確にされた
大学の責任の概要



第2部 運営規則各条に関する運用指針及び解説事項

※ 運営規則の各条文を枠で囲んで示してあります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人お茶の水女子大学内（以下「学内」という。）からのインターネットを利用した情報発信を円滑かつ適正に運営するための公正なルールを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「部局」とは、各学部、大学院人間文化研究科、附属図書館、各センター、各附属学校及び事務局をいう。

二 「サブ組織」とは、部局内の各組織（学科、専攻、講座、課等）をいう。

三 「国立大学法人お茶の水女子大学ウェブ・ページ（以下「お茶大ページ」という。）」とは、学内に置かれ、学内の機器及び回線等のインターネット関連設備によつて、情報を発信するウェブ・ページをいう。

四 「委員会ページ」とは、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の発意に基づき本学の専任教員（附属学校を含む）、外国人教師及び常勤事務職員が職務上作成する情報を、お茶の水女子大学、部局及びサブ組織の名義のもとに発信するウェブ・ページをいう。

五 「研究室ページ」とは、委員会ページ以外のすべてのお茶大ページ（例えば研究室紹介ページ等）をいう。

六 「発信者」とは、学内の電子装置内にお茶大ページのウェブ・コンテンツを置き、不特定多数がそれを受信できる状態にした者（掲示板等への書き込みを行った者を含む。）をいう。

七 「責任者」とは、お茶大ページの管理運営を職務として行うために、本学によつて定められた者をいう。

八 「掲示板等の管理者」とは、ウェブ・コンテンツ内に掲示板等を設置し、制作者自身の著作物以外の情報を発信できる機能を提供した者をいう。

2 お茶大ページは、委員会ページと研究室ページから構成される。

3 本学は、お茶大ページの発信者に対する特定電気通信役務提供者（いわゆるプロバイダ等）である。

4 掲示板等の管理者は、当該掲示板等へ書き込まれた情報の発信者に対する特定電気通信役務提供者である。

【解説事項】

（第1項第二号「サブ組織」）図2を参照してください。

（第1項第三号「お茶大ページ」）学内からのみ閲覧可能なウェブ・ページをも含みます。

（第1項第五号「研究室ページ」）各研究室の紹介ページのほか、例えば教員個人のページ、講義・

ゼミ等特定の科目のために運営されるページ、公認学生サークルのページ、学生個人のページ、同窓会ページなどが考えられます。

（第1項第六号「発信者」）特定のページの発信者は、そのページの作成者やそのコンテンツの著作権者とは必ずしも一致しません。発信者については、とくに第4条第2項及び第30条を参照してください。

（第1項第七号「責任者」）特定のページの責任者は、そのページの発信者とは必ずしも一致しません。責任者となる資格を有する者の範囲については第8条を、責任者の基本的責務については第9条を、それぞれ参照してください。

（第1項第八号「掲示板等の管理者」）お茶大ページ内に掲示板等を設置することは自由ですが、その管理者については、本学とは別個に、プロバイダ責任制限法が適用されることとなります（第4項）。

（第3項）本学はプロバイダ等とみなされるため、本学のお茶大ページ運営に対しては、プロバイダ責任制限法が適用されることとなります。

（法令等の適用）

第3条 お茶大ページの運営については、この規則に定めるもののほか、本学諸規程及び現行法令等の規定による。

【解説事項】

関係する本学諸規程としては、例えば、ホームページ運営委員会規程、総合情報処理センター規程などがあります。

関係する現行法令としては、例えば、プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律・平成13年法律第137号をいう。）、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律・平成11年法律第42号をいう。）、著作権法（昭和45年法律第48号をいう。）などがあります。

（基本原則）

第4条 お茶大ページは、教育、研究及び社会貢献活動を支援する学術情報ネットワークとして、学内及び社会に対して、本学の教育、研究及び社会貢献等に関する情報を積極的にかつ広く公開又は発信することを目的として運営される。

2 すべてのお茶大ページの発信者は、この規則制定の趣旨と目的を尊重し、この規則を遵守しなければならない。

【解説事項】

（第1項）お茶の水女子大学がウェブ・ページを開設する最大の目的は、本学の活動に関するさまざまな情報を学内・学外に向けて、なるべく広く公開することにあるということであらためて確認しています。

(第2項) 発信者の基本的義務を概括的に規定しています。なお、運営規則制定の趣旨と目的を尊重していなかったり、運営規則に抵触すると認められたようなウェブ・コンテンツに関しては、所定の手続きに基づいて、何らかの規制措置を取らざるを得ない場合もあることを含意しています。

(対象プロトコル)

第5条 この規則が対象とする情報発信プロトコルは、次の各号に該当するものとする。

- 一 http, https
- 二 ftp

【解説事項】

この規則で対象とする情報発信プロトコル（データの送り方などの約束事、通信規約）を規定しています。ここでは、一般にウェブ・ブラウザで閲覧可能なものとして、http（暗号化された https も含む）及びftpを対象としています。

第2章 管理運営組織

(ホームページ運営委員会)

第6条 国立大学法人お茶の水女子大学ホームページ運営委員会（以下「大学HP運営委員会」という。）は、お茶大ページの管理及び運営を行う。

2 各部局は国立大学法人お茶の水女子大学部局ホームページ運営委員会（以下「部局HP運営委員会」という。）を、各サブ組織は国立大学法人お茶の水女子大学サブ組織ホームページ運営委員会（以下「サブ組織HP運営委員会」という。）をそれぞれ設置する。ただし、各部局が合同で一つの部局HP運営委員会を、サブ組織が合同で一つのサブ組織HP運営委員会を設置することを妨げない。

(ホームページ運営委員会の基本的責務)

第7条 大学HP運営委員会は、国立大学法人お茶の水女子大学名義（以下「大学名義」という。）で公開される委員会ページの作成、管理及び運営を行うとともに、研究室ページを含むお茶大ページ全体を統括する責務を負う。

2 部局及びサブ組織HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページの作成、管理及び運営を行うとともに、この規則によつて当該委員会が管轄するとされた研究室ページの円滑かつ適正な管理及び運営をこの規則に従つて公正に行う責務を負う。

【解説事項】 研究室ページの管轄については第16条を参照してください。なお、各HP運営委員会には、自らが管轄する研究室ページについて、必ずしも常時監視義務はありません。

(責任者)

第8条 各委員会ページの責任者は、当該委員会ページの管理運営を行うHP運営委員会の委員長とする。

2 各研究室ページには、責任者1名以上を適宜定める。

3 前2項の責任者となる資格を有する者は、本学の専任教員（附属学校を含む。）、外国人教師及び常勤事務職員とする。

【解説事項】

(第2項) 研究室ページの責任者として適当な者の参考例は以下のとおりです。

各研究室の紹介ページ：当該研究室の教員。複数の教員で運営されている場合は、適宜1名を定める。

教員個人のページ：当該教員。

講義・ゼミ等特定の科目のために運営されるページ：当該科目担当教員。非常勤講師が担当している場合は、その非常勤講師の連絡教員。

公認学生サークルのページ：顧問教員又は事務員。

学生個人のページ：当該学生の指導教員、学科若しくは講座の主任又は学年担当教員。

同窓会ページ：当該同窓会の会員である本学専任教員。

(第3項) 研究室ページの責任者となる資格を有する者は、本学の教授、助教授、講師、助手、各附属学校教諭、外国人教師及び事務員です。非常勤講師や教務補佐員等は除外されます。

(責任者の基本的責務)

第9条 各お茶大ページの責任者は、各HP運営委員会の決定その他の連絡事項等について、当該ページの発信者に対して連絡を行う。

2 各お茶大ページの責任者は、当該ページの発信者に対して、相談、助言及び勧告を行う。

【解説事項】 各ページの責任者と発信者が一致しない場合を想定した条項です。

第3章 委員会ページ

(委員会ページの公開)

第10条 HP運営委員会を持たない部局及びサブ組織は、当該部局及びサブ組織名義で委員会ページを公開することができない。

2 各委員会ページ内には、当該委員会ページの管理運営を行うHP運営委員会の名称、責任者の氏名、責任者の電子メールアドレス及び掲載日を明記しなくてはならない。

【解説事項】 「掲載日」とは、最新更新日のことを意味します。

(大学名義で公開される委員会ページ)

第11条 大学名義で公開される委員会ページの内容の改訂は、大学HP運営委員会の承認を受けた者のみが行うことができる。

2 前項の改訂にあたっては、速やかに大学HP運営委員会委員長にその改訂内容の承認を受けるものとする。

【解説事項】 「大学名義で公開される委員会ページ」には、部局又はサブ組織名義で発信されるページは含まれません(第7条)。

(各ホームページ運営委員会間の関係)

第12条 各HP運営委員会が当該組織名義で委員会ページを公開する場合は、当該組織の上位組織HP運営委員会に連絡し、この規則に従って公開する。

2 各HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページから、当該組織の下位組織名義で公開される委員会ページ(以下「下位委員会ページ」という。)へリンクを張る。

3 各HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページからリンクが張られている下位委員会ページの形式と内容に関し、当該下位組織のHP運営委員会に対して、必要な調査を指示し、是正又は改善を勧告できる。

4 下位組織のHP運営委員会は、前項の指示に従って速やかに調査を行い、又は必要に応じて自発的に調査を行い、調査結果を遅滞なく上位組織のHP運営委員会に報告するとともに、勧告に従って適切な是正又は改善を行わなければならない。

5 大学HP運営委員会は、緊急の必要がある場合は、学内のあらゆるHP運営委員会に対して、委員会ページに関する必要な調査を直接指示し、是正又は改善を勧告できる。当該HP運営委員会は、指示に従って速やかに調査を行い、調査結果を遅滞なく大学HP運営委員会に報告するとともに、勧告に従って適切な是正又は改善を行わなければならない。

【運用指針 第2条】

規則第12条第5項の規定において、当該HP運営委員会は、直近の上位組織HP運営委員会にも当該調査結果を報告するものとする。

【解説事項】

(第5項) 委員会ページに関して早急に何らかの対応の必要性がある場合などに、できるだけ迅速な行動を可能にする趣旨の規定です。

(委員会ページのリンク消去)

第13条 大学HP運営委員会を除く各HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページからリンクが張られている下位委員会ページが次の各号のいずれかに該当する場合には、協議のうえ、当該下位委員会ページへのリンクを消去できる。ただし、その旨を速やかに、当該組織の上位組織HP運営委員会に報告しなければならない。

一 当該委員会ページの管理運営を行うHP運営委員会の名称、責任者の氏名、責任者の電子メールアドレス及び掲載日が明記されていないもの

二 その内容に関する是正又は改善勧告が発せられたにもかかわらず、勧告に従った是正又は改善が見られないもの

2 前項に定める措置を行う場合には、同項各号の該当箇所等を明示し、判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。

【解説事項】

(第1項) 必ずしも第1項各号に該当しない場合であっても、すでに重大な権利侵害等が発生しており、勧告の手續を踏んでいる時間的余裕が全くないなど、特段の切迫性又は緊急性があるときは、一種の緊急避難的措置として、例外的にリンク消去措置を直ちに発動することが許容される状況もあり得ます。ただし、このような場合であっても、当該判断を正当化する十分な理由を示す必要があります。

(委員会ページ内のウェブ・コンテンツの削除)

第14条 大学HP運営委員会を除く各HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページからリンクが張られている下位委員会ページ又は前条によりリンクを消去した下位委員会ページのウェブ・コンテンツの内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、協議のうえ、当該ウェブ・コンテンツを、技術的に可能な最低必要限度内で削除することを決定できる。ただし、大学HP運営委員会の承認を得るまでは、その削除を実行することはできない。

一 現行刑事法規に抵触する疑いがあるもの

二 差別表現などの人権侵害の疑いがあるもの

三 社会的・倫理的に明らかに有害と認められるもの

四 不当な権利侵害等の恐れがあると認められるもの

五 現行行政法規に抵触する疑いがあるもの

六 商行為や政治・宗教活動を目的とするもの

七 そのほか、この規則制定の趣旨と目的に反するなどの理由で、削除する必要性があると特に認められるもの

2 前項各号の内容的判断及び措置実行に際しては、第32条に規定する運用指針(以下「運用指針」という。)を参照するものとする。

3 前2項に定める措置の決定を行う場合には、第1項各号の該当箇所及び運用指針の参照箇所を明示し、判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。

【運用指針 第3条】

規則第14条第1項第3号、第4号及び第7号については、それぞれ参照基準に従って行うものとする。

2 前項の参照基準は、次のとおりとする。

一 社会的・倫理的に明らかに有害と認められるもの（規則第14条第1項第3号）

例えば、a) 興味本位による盗聴技術の紹介、詐欺テクニックの解説など犯罪行為を無用に惹起しかねない情報発信

b) 法には抵触しないが未成年者には公開できないようなウェブ・コンテンツ（ポルノ画像、暴力的シーン、残虐な画像等）の発信など。

二 不当な権利侵害等の恐れがあると認められるもの（規則第14条第1項第4号）

イ 著作権等侵害

(1) 著作権等侵害であることが容易に判断できる態様

a 情報の発信者が著作権等侵害であることを自認しているもの

b 著作物等の全部又は一部を丸写ししたウェブ・コンテンツ（著作物等と侵害情報とを比較することが容易にできるもの）

c bを現在の標準的な圧縮方式（可逆的なもの）により圧縮したもの

(2) 一定の技術を利用すること又は個別に視聴等して著作物等と比較すること等の手間をかけることにより、著作権等侵害であることが判断できる態様

a 著作物等の全部又は一部を丸写ししたウェブ・コンテンツ（(1)のbとは異なつて、著作物等と侵害情報とを視聴して比較すること又は専門的方法を用いて比較することで著作権等侵害の確認が可能なもの）

b (1)のb又は(2)のaを(1)のcとは異なつて、標準的ではない圧縮方式により圧縮したもの

ロ プライバシー侵害

(1) 氏名、連絡先の個人情報

a 一般私人について

① 氏名並びに勤務先及び自宅の住所・電話番号（以下この項において、氏名を除いたものを「連絡先」という。）が掲載されたウェブ・ページ等について削除要請があつた場合は、当該情報を利用して私生活の平穩を害する嫌がらせが行われるおそれが高いため、原則として削除することができる。ただし、緊急性が高いとはいえない場合（掲載された氏名及び連絡先が実際に存在しないもので、嫌がらせが現実に行われる可能性がない場合など）は、発信者に削除要請を伝え、発信者による自主的削除を促すことができる。

② 氏名及び連絡先が名簿等の集合した形態で掲載されている場合も、原則として削除することができる。

③ ネット上で氏名又は連絡先を公表せずにハンドルネームのみで行動している場合で氏名を開示する情報が掲載されたときも、原則として削除することができる。

④ 同様に公表されていない電子メールアドレスを開示する情報が掲載された場合も、原則として削除することができる。

b 公人等について

公人等については、氏名及び連絡先等広く知られているものについては、削除しないものとする。ただし、緊急性が高い場合(嫌がらせ等が現実に発生している場合)は、削除することを妨げるものではない。また、公人等であつても、職務と関係のない情報で広く知られる必要性のないもの(自宅の住所及び電話番号)については、原則として一般私人の情報と同様に取り扱うものとする。なお、氏名及び連絡先として掲載されたものが誤つていて、別人物の氏名及び連絡先が掲載されている場合は、プライバシー侵害ではなく迷惑行為として削除要請があれば原則として削除する。

(2) 氏名、連絡先以外の個人情報

a 一般私人について

特定個人の氏名及び連絡先以外の個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述等により特定個人を識別することができるものをいう。例えば、学歴、病歴、成績、資産、思想信条、前科前歴、社会的身分等)が掲載されている場合、一般私人については、本人から削除要請があれば、発信者に対して削除要請を伝え、発信者が自主的に削除しないときは、原則として削除する。

b 公人等について

公人等の「職業上の事実」については、削除しないものとする。また、公人等の「私生活上の事実」については、本人又はその関係者から削除要請があれば、発信者に削除要請を伝え、発信者が自主的に削除しない場合は、削除要請者に経過を伝えて自主的な解決を促すこととする。ただし、その掲載の態様が品位を欠き目に余るときなどは、削除することを妨げるものではない。

c 犯罪関係者について

被疑者及びその関係者(以下「犯罪関係者」という。)については、犯罪事実及びこれと密接に関連する事実(犯罪事実そのものを特定するのに必要な事実及び犯罪の動機・原因解明のために特に必要な事実をいう。以下併せて「犯罪事実等」という。)が掲載されている場合、本人から削除要請があれば、発信者に削除要請を伝え、発信者が自主的に削除を行わず、かつ、その掲載の目的及び必要性についての反論に正当な理由があるとは考えられないときなどは、削除できるものとする。ただし、犯罪事実等に関し誤りがあるとして削除要請があつた場合、明らかに濡れ衣といえるとき、又はその表現方法が著しく品位を欠くときなどは、これらの手順を踏まずに即時削除することができるものとする。また、犯罪関係者に関する情報のうち、「犯罪事実等に関連しない事実」については、本人又はその関係者から削除要請があつた場合、発信者に削除要請を伝え、発信者が自主的に削除しないときは、原則として削除する。なお、これらの場合、プライバシーの観点のほかにも名誉毀損の観点からも問題となる場合が多いので、名誉毀損の項目も必ず参照することとする。

(3) 写真、肖像等

被写体本人が識別可能な顔写真等の場合、写真の内容、掲載の状況から見て、本人の同意を得て撮影されたものではないことが明白な写真については、原則として削除することができる。ただし、次のaからeの場合には、送信防止措置を講じず放置す

ることが直ちにプライバシー及び肖像権の侵害には該当しないものとする。

- a 行楽地等の雰囲気表現のために、群像として撮影された写真の一部に写っているにすぎず、特定の本人を大写しにしたものでないこと。
- b 犯罪報道における被疑者の写真など実名及び顔写真を掲載することが公共の利害に関し、公益を図る目的で掲載されていること。
- c 公人の職務に関する事柄など社会の正当な関心事ということのできる場合であり、顔写真掲載の手段方法が相当であること。
- d 著名人（俳優、歌手、プロスポーツ選手等）の顔写真については、当該著名人のパブリシティによる顧客吸引力を不当に利用しようとしたものでなく、顔写真の掲載が社会の正当な関心事ということのできる場合で、顔写真掲載の手段方法が相当であること。
- e その他 a～d に準じるもの

撮影それ自体について同意が得られていると思われる写真であつても、客観的に見て、通常の羞恥心を有する個人が公表されることに不快感又は精神的苦痛を感じるとと思われる写真（入院・治療中の姿等）については、削除できるものとする。また、明らかに未成年の子どもと認められる顔写真については、合理的に親権者が同意するものと判断できる場合を除き、原則として削除することができる。

ハ 名誉毀損

特定個人の社会的評価を低下させる誹謗中傷の情報がウェブ・ページ等に掲載された場合には、当該情報を削除できるものとするが、以下の3つの要件をすべて満たす可能性があり、「不当な権利侵害」とであると信じることのできる理由に乏しい場合には、削除を行わない。

- a) 当該情報が公共の利害に関する事実であること。すなわち、当該情報が純粋な私人の私生活上の行状についてのものである場合には、原則としてこの要件を満たさない。
- b) 当該情報の掲載が個人攻撃の目的などではなく公益を図る目的に出たものであること。すなわち、特定個人に関する論評について、論評の域を越えて人身攻撃に及ぶような侮辱的な表現が用いられている場合には、この要件を満たさない。
- c) 当該情報が真実であるか、又は発信者が真実と信じるに足りる相当の理由があること。すなわち、当該情報が虚偽であることが明白であり、発信者においても真実であると信じるに足りる相当の理由があるとはいえないような場合には、この要件を満たさない。

なお、名誉毀損等の観点から違法情報であるか否かの判断がつかない場合であつても、プライバシーその他の観点から権利を侵害しているといえる場合もあるので、他の観点からも考慮することとする。

ニ 企業その他の法人の権利の侵害

企業その他の法人（以下「法人」という。）の名誉又は信用を毀損する表現行為が行われたとき、ほとんどの場合、a)法人は、公的存在とみられること、b)表現行為が公共の利害に関する事実に係り、専らかどうかは別としても（他の動機が含まれる場合もある。）、それなりに公益を図る目的でなされたことと評価できること、c)表現が法人の社会的評価を低下させ

ても、そこで摘示された事実の真偽については、判断が容易でないことなどにより権利侵害の「不当性」について信じるに足りる理由が整わないこととなるため、原則として削除を行わない。ただし、例外的に、企業の営業秘密（顧客管理システムのセキュリティ・ホールなど）がウェブ・ページ等に掲載されるなど、当該企業又はその顧客に、経済的に多大な損失を被らせる現実の切迫した危険があり、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）第3条に定める免責事由に該当しないとしても、正当防衛又は緊急避難などに該当する可能性がある場合には、削除することを妨げるものではない。

三 そのほか、この規則制定の趣旨及び目的に反するなどの理由で、削除する必要があると特に認められるもの（規則第14条第1項第7号）

ウェブ・コンテンツそのものは規則第14条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないが、当該ページの存在によつて、本学にとつて重大深刻な影響があるというような場合。

例えば、当該ページの存在によつて、大量のメール・FAXが送信され、本学情報システムが麻痺したり大学の諸活動に著しい支障が発生するなど。

【解説事項】

（第1項）第13条によりリンク消去をしても、当該コンテンツ自体がサーバから消滅するわけではなく、直接的アクセスは可能な状態にあることに注意してください。

なお、第1項各号中の「法規」には地方自治体（東京都又は文京区）の条例も含まれます。

また、「技術的に可能な最低必要限度内で削除する」とは、本来削除されるべき部分だけの削除が技術的な理由により不可能であるときに、やむを得ずそれ以外の部分をも含めて削除することを意味します。このような場合であっても、削除は最低必要な範囲内に限定して実行されなければなりません。

「参照基準」中の「不当な権利侵害等の恐れがあると認められるもの」（規則第14条第1項第4号）、すなわち、イ 著作権等侵害、ロ プライバシー侵害、ハ 名誉毀損、ニ 企業その他の法人の権利の侵害については、プロバイダ責任法ガイドライン等検討協議会編の「プロバイダ責任法：名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」及び「プロバイダ責任法：著作権関係ガイドライン」（2002年5月）に準じて設定しました。より詳しくは、これらの「ガイドライン」を直接参照してください。

(委員会ページに関わる第三者からの指摘・申出)

第15条 委員会ページに関する第三者からの指摘等又は権利侵害等の申出があつた場合は、当該委員会ページの管理運営を行うHP運営委員会が第一次的に対応し、当該組織の上位組織HP運営委員会に経過及び結果を報告するものとする。

2 前項にいう上位組織HP運営委員会は、下位委員会ページについての当該下位組織HP運営委員会の対応を監督し、状況に応じて自ら対外的交渉を行う。

3 大学HP運営委員会は、委員会ページに関わる第三者からの申出及び紛争全般を統括的に監督し、状況に応じて自ら対外的交渉を行う。

4 この条に定めるところについては、運用指針を適宜参照するものとする。

【運用指針 第4条】

規則第15条の権利侵害等の判断基準については、第3条に掲げる参照基準に準ずるものとする。

(☞ 規則第14条を見てください。)

【解説事項】

大学は、プロバイダ等として一定の法的責任と権限を有しています。

したがって、大学は、紛争に対して誠実に対応し、また迅速かつ公正な紛争解決に向けて最大限努力する義務を負っています。

なお、状況によっては、しかるべき専門家に速やかに諮問すべき場合があることに留意してください。

第4章 研究室ページ

第1節 研究室ページに関する大学の権限

(ホームページ運営委員会の管轄)

第16条 研究室ページの責任者が所属するサブ組織のHP運営委員会は、当該研究室ページを第一次的に管轄する。

2 前項において、該当するサブ組織HP運営委員会が存在しないときは、研究室ページの責任者が所属する部局のHP運営委員会が、当該研究室ページを第一次的に管轄する。

3 研究室ページの責任者が大学院人間文化研究科の専任教員であつて、かつ特定の学部の非常勤講師であるときは、当該教員が非常勤講師を勤める学部内のサブ組織HP運営委員会が当該研究室ページを第一次的に管轄することを妨げない。

【運用指針 第5条】

規則第16条第3項にいう、大学院人間文化研究科専任教員の場合の第一次的に管轄するHP運営委員会については、本人の意向を確認したうえで、当該教員が所属する大学院内のサブ組織のHP運営委員会及び当該学部内サブ組織HP運営委員会との間で協議して適宜決定するものとする。

【解説事項】 「第一次的に」とは、排他的な管轄を意味するものではないという趣旨です。

(ホームページ運営委員会の権限)

第17条 研究室ページを公開する場合は、当該研究室ページを第一次的に管轄するHP運営委員会に申請し、この規則に従って公開する。

2 各HP運営委員会は、当該組織名義で公開される委員会ページから、当該委員会が第一次的に管轄する特定の研究室ページへリンクを張る。

3 各HP運営委員会は、必要な場合は、この規則に定める手続に従って、当該委員会が第一次的に管轄する特定の研究室ページの委員会ページからのリンク消去の措置又は技術的に可能な最低必要限度内でのウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることができる。

【解説事項】

(第2項) 当該委員会は、必要に応じて、総合情報処理センターに連絡を取ってください(図3参照)。

(第3項) 各研究室ページを第一次的に管轄するHP運営委員会の基本的権限を概括的に規定しています。研究室ページによる情報発信は基本的に自由ですが、他方でお茶大ページの一部を構成する以上、本学のプロバイダ等としての法的責任(図6参照)との関係で、一定の制約を受けることとなります。その調整のためのルール設定がこの規則制定の最大の眼目ですが、本学による制約を一切受けない情報発信を望む場合には、学外に開設したウェブ・ページで自由に情報発信することを推奨するということとなります。

(免責条項)

第18条 この規則の定める手続に従って委員会ページからのリンクを消去した研究室ページの内容に関しては、本学は、当該ウェブ・コンテンツの情報発信によつて権利を侵害されたとする者に対して、原則的に民事責任を負わないものと推定する。

2 この規則の定める手続に従って講ぜられたリンク消去の措置又はウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置に関しては、本学は、当該ウェブ・コンテンツの発信者に対して、原則的に民事責任を負わないものと推定する。

【解説事項】 この免責条項は、あくまで本学の立場からの「推定」の宣言条項(第1項)又は団体自治規約上の条項(第2項)であって、本免責条項自体が公序良俗違反と認定される場合や当該措置の手続や判断に問題があったと認定される場合など、裁判所の判断次第によっては、この免責条項の効力が覆される場合があります。

なお、緊急避難的な例外措置については、委員会ページの場合と同様です(第13条の【解説事項】を参照してください)。

(著作権)

第19条 各研究室ページのウェブ・コンテンツの著作権は、本学には帰属しない。

【解説事項】著作権法第15条の反対解釈として、「本学の発意に基づいて職務上作成された情報」ではない各研究室ページのウェブ・コンテンツの著作権は本学には帰属しないことを決めたものです。したがって、当該ウェブ・コンテンツの著作権は、その作成者等の個人に帰属することになります。この結果、各研究室ページについては、当該著作権者の表現の自由が基本的には尊重され、著作権者が複製許諾権等も有するということになります。

なお、国立大学法人が設立された日以降は、委員会ページの著作権は、そのウェブ・コンテンツが国立大学法人の発意に基づいて職務上作成された情報であることから、原則的には、国立大学法人に帰属することになるものと考えられます。

第2節 研究室ページの公開条件と内容規制

【解説事項】

本節(第20条～第24条)は、権利侵害等の法律上の責任追及が具体的には提起されていない場合、すなわち紛争が起きていない状況下についての規定です。

(公開条件)

第20条 各研究室ページ内には、当該ページの責任者の氏名、責任者の電子メールアドレス及び掲載日を明記しなくてはならない。責任者及びその連絡先を特定できないような方法で、研究室ページを公開することは禁止する。

2 前項の規定に反する研究室ページについては、理由を明示したうえで、当該研究室ページを第一次的に管轄するHP運営委員会がウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることができる。

【運用指針 第6条】

規則第20条第2項の適用については、特定の研究目的で運営される専用ネット又は学生(附属学校の生徒及び児童を含む。以下同じ。)が作成するウェブ・ページなどのように、学内からしか閲覧できないような研究室ページの場合で、公開条件が満たされていないときであっても、送信防止措置を差し控えることを妨げないものとする。ただし、当該研究室ページを学外に公開する旨の申請に当たっては、必ず責任者及びその連絡先を特定しなければならないものとする。また、学生が作成するウェブ・ページの責任者が容易に推定できないような場合は、関係する教員で協議のうえ、当該学生の指導教員、学科若しくは講座の主任又は学年担当の教員(附属学校にあつては、これらに類する教員)の中から、大学HP運営委員会が、当該ページの責任者を適宜指名することができる。

るものとする。

【解説事項】

(第2項) 「できる」規定なので、ある程度の裁量的運営が可能です。

(内容規制その1)

第21条 各HP運営委員会は、第三者からの指摘等に基づいて、又は必要に応じて自発的に、当該委員会が第一次的に管轄する特定の研究室ページのウェブ・コンテンツが、次の各号のいずれかに該当するかどうかを点検及び審査することができる。

- 一 現行刑事法規に抵触する疑いがあるもの
 - 二 差別表現などの人権侵害の疑いがあるもの
 - 三 社会的・倫理的に明らかに有害と認められるもの
 - 四 不当な権利侵害等の恐れがあると認められるもの
 - 五 現行行政法規に抵触する疑いがあるもの
 - 六 商行為や政治・宗教活動を目的とするもの
- 2 前項各号の内容的判断に関しては、運用指針を参照するものとする。

【運用指針 第7条】

規則第21条第2項の内容的判断の基準については、第3条に掲げる参照基準に準ずるものとする。

(☞ 規則第14条を見てください。)

【解説事項】

研究室ページの著作権は本学に帰属しません(第19条)。そのようなウェブ・コンテンツに関する判断には、表現の自由との関係で、最大限の慎重さが要請されます。

(是正又は改善勧告)

第22条 当該HP運営委員会は、前条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、原則として、当該研究室ページの責任者に対して、是正又は改善勧告を行わなければならない。ただし、特段の切迫性又は緊急性があると明白に判断されるような極めて例外的な場合に、正当防衛、緊急避難又は正当業務行為として、リンク消去又はウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることを妨げない。

2 前項にいう勧告に際しては、前条第1項各号の該当箇所及び運用指針の参照箇所を明示し、当該研究室ページの責任者に対して判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。

3 第1項にいう勧告に際しては、当該HP運営委員会は責任者又は発信者と、意見照会及び十分な協議を必ず行い、双方の十分な意思疎通を図るなどできる限り誠実な交渉に努めなければならない。

4 この条に関わる手続に関しては、運用指針に従うものとする。

【運用指針 第8条】

規則第22条第2項の勧告は、必ず文書によつて通知するものとする。

2 規則第22条第3項の意見照会及び十分な協議は、勧告後、速やかに行うものとする。

【解説事項】

(第1項) 「是正又は改善勧告を行わなければならない」とは、原則的に、いきなり第24条の強行措置を講ずることは決定できず、まず勧告という手順を踏まなければならない、という趣旨です。著作権が本学に帰属しないコンテンツに関わる問題ですので、それだけ十分に慎重な手続と判断が要請されることになるからです。なお、「ただし書き」については、第13条の【解説事項】とほぼ同様です。

(内容規制その2)

第23条 第21条に定めるところのほか、各HP運営委員会は、第三者からの指摘等に基づいて、又は必要に応じて自発的に、当該委員会が第一次的に管轄する特定の研究室ページのウェブ・コンテンツが、この規則制定の趣旨と目的に反するなどの理由で、特に是正又は改善の必要があると認められるかどうかを点検及び審査することができる。

2 前項の点検及び審査に際しては、特に運用指針に定める手続を忠実に遵守し、是正又は改善の必要性の判断に当たっては運用指針を参照して十分吟味を重ね、最大限の慎重を期さなければならない。

3 前2項にいう点検及び審査の結果に基づいて、当該HP運営委員会は、当該研究室ページの責任者に対して、是正又は改善勧告を行うことができる。

4 前項の勧告に際しては、運用指針の参照箇所を明示するなどによつて、当該研究室ページの責任者に対して判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。

5 第3項にいう勧告に際しては、当該HP運営委員会は責任者又は発信者と、意見照会及び十分な協議を必ず行い、双方の十分な意思疎通を図るなどできる限り誠実な交渉に努め、特に責任者又は発信者の意見表明の機会を十分保障しなければならない。

6 この条に関わる手続に関しては、運用指針に従うものとする。

【運用指針 第9条】

規則23条第2項及び第4項の適用については、第3条第2項第3号に準ずるものとする。

(☞ 規則第14条を見てください。)

2 規則第23条第4項の勧告は、必ず文書によつて通知するものとする。

3 規則第23条第5項の意見照会及び十分な協議は、勧告後、速やかに行うものとする。

【解説事項】 重複を厭わず第23条を第21条とは別個に設けた理由は、この第23条による規制が相対的に柔軟な性質を有するものであることによります。手続上の意見表明権を保障しなければならないことにとくに注意を促しています。

(強行措置)

第24条 前条までにいう手続を踏んでもなお、勧告に従った内容の是正・改善が見られないときは、当該HP運営委員会は、協議のうえ、当該研究室ページのリンク消去の措置又は技術的に可能な最低必要限度内でのウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることを決定できる。ただし、これらの強行措置の実行には、当該HP運営委員会の上位組織HP運営委員会の承認を必要とする。

2 前項の措置決定に際しては、この規則の該当条項及び運用指針の参照箇所等を明示し、当該研究室ページの責任者に対して判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。

3 当該研究室ページの責任者は、第1項の措置決定に関して不服のあるときは、当該HP運営委員会の上位組織HP運営委員会にその旨の申立てを行うことができる。

4 当該HP運営委員会の上位組織HP運営委員会は、第1項にいう強行措置決定の是非について審議し、承認するかどうかを決議しなくてはならない。この際、第3項にいう不服申立てがなされている場合は、その理由を十分吟味しなくてはならない。

5 当該研究室ページの責任者は、この条にいう各HP運営委員会の決定に関して、最終的には大学HP運営委員会に不服申立てをすることができる。

6 この条のすべての手続において、各委員会と責任者又は発信者は、意見照会及び十分な協議を必ず行い、双方の十分な意思疎通を図るなどできる限り誠実な交渉に努め、特に責任者又は発信者の意見表明の機会を十分保障しなければならない。

7 この条にいう強行措置の是非を決定する際には、当該措置を講ずることによつて本学と発信者との間で法律上の争訟が発生する可能性を踏まえた専門的な見地からの十分な検討をも必ず行うものとする。

8 この条に関わる手続に関しては、運用指針に従うものとする。

【運用指針 第10条】

規則第24条第2項の当該措置決定及び理由は、必ず文書によつて通知するものとする。

2 規則第24条第3項及び第5項の当該不服申立ては、必ず文書によつて行うものとする。

3 規則第24条第4項の各委員会の審議においては、責任者又は発信者の意見表明の機会を十分保障するものとする。

4 規則第24条第7項の強行措置の是非を決定する際の最終的判断は、大学HP運営委員会が行うものとする。

【解説事項】

(第7項) 強行措置の是非を判断する際には、弁護士等の専門家との相談が強く推奨されます。

(第8項) 大学のプロバイダ等としての法的責任(図6参照)には、的確な内容的判断のほか、所定の手続を適正に遵守することも含まれています。判断ミスのほか、手続違反も大学に固有の法的責任を発生させる一因となります。

第3節 研究室ページに関する紛争処理

【解説事項】

本節(第25条～第29条)は、第三者との間に紛争状態が現実が発生した場合についての規定です。図4、図5及び図6も参照してください。なお、この規則でいう「第三者」とは、学内関係者を除外する趣旨ではありません。

(権利侵害等の申出の受理)

第25条 研究室ページに関する第三者からの権利侵害等の申出があつた場合は、大学HP運営委員会は、対外的交渉を統括し、具体的作業を当該研究室ページを第一次的に管轄するHP運営委員会に適宜指示する。

2 当該研究室ページの責任者に前項にいう申出があつた場合は、当該責任者は速やかにその旨を管轄のHP運営委員会に報告しなければならない。

3 大学HP運営委員会は、妥当な紛争解決のために最大限誠実に努力する義務を負う。

【運用指針 第11条】

規則25条第1項の権利侵害等の申出については、別紙様式第1号(個人用)又は別紙様式第2号(法人用)を提出させるものとする。

2 別紙様式第1号による権利侵害等の申出においては、特にプライバシー保護に留意して取り扱い、当事者の個人情報等については責任者又は発信者には原則的に提示を差し控えるものとする。ただし、申出者本人が同意している等、提示を差し控える必要がないことが明白な場合は、この限りではない。

3 規則第25条第2項の当該責任者による報告は、必ず文書によつて行うものとする。また、管轄HP運営委員会は、上位組織HP運営委員会又は大学HP運営委員会に当該案件について直ちに報告しなければならない。

【解説事項】

(第1項)「具体的作業」とは、第26条ないし第29条に規定される一連の作業(事実確認、権利侵害性の判断、是正・改善勧告及び強行措置の決定)のことです。

(第2項)遅滞なく大学HP運営委員会に報告されなければならないことはもちろんです。

(第3項)誠実交渉義務については第24条の【解説事項】と同様です。

運用指針第11条第2項にいう「当事者の個人情報等」の判断基準としては、原則的には、情報公開法に照らして開示が制限されるような情報と考えられます。

☞様式第1号及び様式第2号は、29・30ページに掲載してあります。

(事実確認作業)

第26条 前条にいう管轄HP運営委員会は、速やかに正確な事実関係を調査し、当該責任者又は発信者に対する照会作業を行わなければならないものとする。

2 前項にいう照会手続に関しては、運用指針に従うものとする。

【運用指針 第12条】

規則第26条第2項の照会手続については、別紙様式第3号（照会用）及び別紙様式第4号（回答用）を用いるものとする。

2 前項の照会文書が発信者に到達した日から7日を経過しても当該責任者又は発信者から送信防止措置を講ずることに同意しない旨の意思表示がない場合には、プロバイダ責任制限法第3条第2項第2号に基づき、管轄HP運営委員会は、当該発信者に対する民事責任を負うおそれなしに、当該ウェブ・コンテンツに対する送信防止措置を講ずることができる。

【解説事項】

（第1項）プロバイダ責任制限法第3条第2項第2号に基づく条項です。ここでいう「事実関係」とは、侵害されたとする権利、権利が侵害されたとする理由、当該ウェブ・コンテンツが掲載されているURL、当該ウェブ・コンテンツの該当箇所の内容、責任者又は発信者などを指します。

☞様式第3号及び様式第4号は、31・32ページに掲載してあります。

（権利侵害性の判断）

第27条 管轄HP運営委員会は、前条の調査及び照会結果に基づいて、当該研究室ページのウェブ・コンテンツが、不当な権利侵害等に該当するかどうかを審査する。

2 前項の内容的判断に関しては、運用指針を参照するものとする。

【運用指針 第13条】

規則第27条第2項の内容的判断の基準については、第3条第2項第2号に準ずるものとする。

（☞規則第14条を見てください。）

【解説事項】 具体的な紛争が発生している状況が想定されているので、内容的判断に際しては弁護士等の専門家に相談することがとくに強く推奨されます。

（是正・改善勧告）

第28条 当該HP運営委員会は、不当な権利侵害等に該当すると判断した場合、原則として、当該研究室ページの責任者に対して、是正又は改善勧告を行わなければならない。ただし、特段の切迫性又は緊急性があると明白に判断されるような極めて例外的な場合に、正当防衛、緊急避難又は正当業務行為として、リンク消去又はウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることを妨げない。

2 前項にいう勧告に際しては、運用指針の参照箇所等を明示し、当該研究室ページの責任者に対して判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。

3 第1項にいう勧告に際しては、当該HP運営委員会は責任者又は発信者と、意見照会及び十分な協議を必ず行い、双方の十分な意思疎通を図るなどできる限り誠実な交渉に努めなければならない。

4 この条に関わる手続に関しては、運用指針に従うものとする。

【運用指針 第14条】

規則第28条第1項の是正又は改善勧告は、できる限り速やかに行わなければならない。

2 規則第28条第2項の勧告は、必ず文書によって通知するものとする。

3 規則第 28 条第 3 項の意見照会及び十分な協議は、勧告後、できる限り速やかに行うものとする。

【解説事項】

(第 1 項) 著作権が本学に帰属しないコンテンツに関わる問題ですので、原則として強行措置を講ずる前に勧告という手順を踏まなければならないなど、それだけ十分に慎重な手続と判断が要請されることになる点は第 22 条とほぼ同様ですが、紛争が現に発生している状態であるため、他方では迅速な対応も必要になります。なお、「ただし書き」については第 13 条の【解説事項】とほぼ同様です。

(強行措置)

第 29 条 前条までの手続を踏んでもなお、勧告に従った内容の是正又は改善が見られないとき及び紛争状態が解消しないときは、当該管轄HP運営委員会は、協議のうえ、当該研究室ページのリンク消去の措置又は技術的に可能な最低必要限度内でのウェブ・コンテンツ削除等の送信防止措置を講ずることを決定できる。ただし、これらの強行措置の実行には、当該管轄HP運営委員会の上位組織HP運営委員会の承認を必要とする。

2 前項の措置決定に際しては、この規則の該当条項及び運用指針の参照箇所等を明示し、当該研究室ページの責任者に対して判断の具体的理由を正確かつ詳細に示さなければならない。

3 当該研究室ページの責任者は、第 1 項の措置決定に関して不服のあるときは、当該管轄HP運営委員会の上位組織HP運営委員会にその旨の申立てを行うことができる。

4 当該管轄HP運営委員会の上位組織HP運営委員会は、第 1 項にいう強行措置決定の是非について審議し、承認するかどうかを決議しなくてはならない。この際、第 3 項にいう不服申立てがなされている場合は、その理由を十分吟味しなくてはならない。

5 当該研究室ページの責任者は、この条にいう各HP運営委員会の決定に関して、最終的には大学HP運営委員会に不服申立てをすることができる。

6 この条のすべての手続において、各委員会は責任者又は発信者と、意見照会及び十分な協議を必ず行い、双方の十分な意思疎通を図るなどできる限り誠実な交渉に努め、特に責任者又は発信者の意見表明の機会を十分保障しなければならない。

7 この条にいう強行措置の是非を決定する際には、本学と発信者との間、又は本学と権利を侵害されたとする者との間で、法律上の争訟が発生する可能性を踏まえた専門的な見地からの十分な検討をも必ず行うものとする。

8 大学HP運営委員会は、判断根拠を明示した最終決定を、権利を侵害されたとする者に通知する。

9 この条に関わる手続に関しては、運用指針に従うものとする。

【運用指針 第 15 条】

規則第 29 条第 2 項の当該措置決定及び理由は、必ず文書によつて通知するものとする。

2 規則第 29 条第 3 項及び第 5 項の当該不服申立ては、必ず文書によつて行うものとする。

3 規則第 29 条第 4 項の各委員会の審議においては、責任者又は発信者の意見表明の機会を十分保障するものとする。

4 規則第 29 条第 7 項の強行措置の是非を決定する際の最終的判断は、大学HP運営委員会が行うものとする。

5 規則第 29 条第 8 項の当該通知は、必ず文書によつて行うものとする。

【解説事項】

(第 7 項) 強行措置の是非を判断する際には、発信者が第三者に対して負う法的責任と大学が第三者に対して負う法的責任とが異なる場合もあることなどから、弁護士等の専門家との相談がとくに強く推奨されます (図 6 も参照してください)。

(第 9 項) 手続遵守の重要性については第 24 条の【解説事項】と同様です。

第 5 章 雑則

(発信者情報の開示請求)

第 30 条 お茶大ページに関して、第三者から発信者の個人情報の開示を請求されたときは、大学HP運営委員会が、対応を決定する。

2 前項の内容的判断に関しては、運用指針を参照するものとする。

【運用指針 第 16 条】

規則第 30 条第 1 項の規定において、大学HP運営委員会は、文書によつて、当該個人情報開示請求について、直ちに発信者に照会するものとする。

2 規則第 30 条第 2 項の内容的判断の基準として、発信者の個人情報は、発信者自身が開示に同意する意思表示を文書によつて行つた場合、又は当該匿名発信者の情報流通による第三者に対する不当な権利侵害が客観的に極めて明白であつて、かつ、発信者情報の開示が必要であることを示す正当な理由があると明確に認められる場合でない限り、開示しないものとする。

【解説事項】

(第 1 項) プロバイダ責任制限法第 4 条に基づく規定です。

発信者の個人情報とは、氏名・住所・電子メールアドレス、IP アドレス等を指します。

原則的に発信者の個人情報の開示請求には応ずる必要はないと考えられますが、判断に迷う点がある場合は、弁護士等の専門家に相談することが推奨されます。

(苦情等の処理)

第 31 条 原則として、お茶大ページに関する第三者からの問合せや苦情 (以下「苦情等」という。) を受理した者は、当該お茶大ページの責任者にその副本を交付し、相当な期限内に、当該ページを管理運営又は第一次的に管轄するHP運営委員会に、当該苦情等の内容に関する報告を行うことを求めるものとする。ただし、別にこの規則に定めるところに該当する事案の場合は、この限りではない。

2 前項にいう報告が求められた場合は、当該お茶大ページの責任者は、当該ページを管理運営又は第一次的に管轄するHP運営委員会に報告しなければならない。

3 大学HP運営委員会は、この条にいう苦情等の処理を統括し、その内容及びそれに対する本学側の回答を、合わせて公開することができる。

【運用指針 第17条】

規則第31条第1項及び第2項の規定については、苦情等の内容によつては、当該報告の形式と内容を適正な方法で簡略化することができるものとする。

【解説事項】

(第1項) 「問合せや苦情」としては、例えばウェブ・コンテンツに関する単純な質問や誤りの指摘、サーバのダウン等の連絡、ウィルス等に関する連絡、複製許可の申請などが考えられます。

(第3項) 積極的な情報公開の一環という趣旨です。

(運用指針)

第32条 お茶大ページの運用に関する指針は、別に定める。

2 この規則及び運用指針は、学内で周知徹底させるほか、本学名義で公開される委員会ページに公示する。

【運用指針 第1条】

この指針は、国立大学法人お茶の水女子大学ウェブ・ページ運営規則（以下「規則」という。）第32条第1項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学ウェブ・ページの運用について定める。

(改正手続)

第33条 この規則の改正は、この規則に関わる現行法令等の改正、情報関連分野における技術革新及び規則の内容的不備又は欠陥等が明らかになった場合など、諸般の必要に応じて、大学HP運営委員会で適宜検討する。

【解説事項】

改正の契機となる事態としては、例えばプロバイダ責任制限法等の関連法令の改正、準則を形成するような関連裁判事例の公表、この規則では対応できない想定外ケースの出現などが考えられます。

改正の際に考慮すべき法理としては、関連法令のほか、関連する裁判事例の判旨、最新の学説などが考えられます。

したがって、改正手続に際しては、専門家への諮問が強く推奨されます。

年 月 日

至 お茶の水女子大学 大学ホームページ運営委員会／企画広報課 御中

[権利を侵害されたと主張する者(個人)]

住 所

氏 名 (記名)

印

連絡先 (電話番号)

(電子メールアドレス)

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あたかも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。
侵害情報等	侵害されたとする権利 例) プライバシーの侵害、名誉毀損
	権利が侵害されたとする理由(被害の状況など) 例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、交際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。

上記太枠内に記載された内容は、事実に相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。

発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。 ○印のない場合、氏名開示には同意していないものとします。

年 月 日

至 お茶の水女子大学 大学ホームページ運営委員会／企画広報課 御中

[権利を侵害されたと主張する者(法人)]

住 所

名 称

連絡先 (電話番号)

(電子メールアドレス)

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により当方の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報 : (掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)	
掲載されている情報		
侵害情報等	侵害されたとする権利	
	権利が侵害されたとする理由 (被害の状況など)	

上記太枠内に記載された内容は、事実に相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。

年 月 日

至 [発信者] 御中

お茶の水女子大学 ○○○HP 運営委員会
委員長
連絡先

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置に関する照会書

あなたが発信した下記の情報の流通により権利が侵害されたとの侵害情報並びに送信防止措置を講じるよう申し出を受けましたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 3 条第 2 項第 2 号及び国立大学法人お茶の水女子大学ウェブ・ページ運営規則第 26 条に基づき、送信防止措置を講じることに同意されるかを照会します。

本書が到達した日より 7 日を経過してもあなたから送信防止措置を講じることに同意しない旨の申し出がない場合、当委員会は直ちに送信防止措置として、下記情報を削除する必要があることを申し添えます。

なお、あなたが自主的に下記の情報を削除するなど送信防止措置を講じていただくことについては差し支えありません。

記

掲載されている場所	URL :	
掲載されている情報		
侵害情報等	侵害されたとする権利	
	権利が侵害されたとする理由	

年 月 日

至 [お茶の水女子大学 ○○○HP 運営委員会] 御中

[発信者]

住 所

氏 名

連絡先

回 答 書

あなたから照会のあった次の侵害情報の取扱いについては、下記のとおり回答します。

[侵害情報の表示]

掲載されている場所	URL :	
掲載されている情報		
侵害情報等	侵害されたとする権利	
	権利が侵害されたとする理由	

記

[回答内容]

(いずれかに○を記入してください。○印のない場合、同意がなかったものとして取扱います。)

() 送信防止措置を講じることに同意しません。

() 送信防止措置を講じることに同意します。

() 送信防止措置を講じることに同意し、問題の情報については、削除しました。

[回答の理由]

参考資料：関連法令

I. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成十三年十一月三十日法律第百三十七号)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が

当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（発信者情報の開示請求等）

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

II. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令

(平成十四年五月二十二日総務省令第五十七号)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項の規定に基づき、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令を次のように定める。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
- 二 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
- 三 発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
- 四 侵害情報に係るIPアドレス（インターネットに接続された個々の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するために割り当てられる番号をいう。）
- 五 前号のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

附 則

この省令は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の施行の日（平成十四年五月二十七日）から施行する。

Ⅲ. 著作権法 (抜粋)

(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)

(略)

第二章 著作者の権利

(略)

第二節 著作者

(著作者の推定)

第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称 (以下「実名」という。) 又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの (以下「変名」という。) として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

(職務上作成する著作物の著作者)

第十五条 法人その他使用者 (以下この条において「法人等」という。) の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物 (プログラムの著作物を除く。) で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(略)

IV. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抜粋）

（平成十一年五月十四日法律第四十二号）

（略）

第二章 行政文書の開示

（略）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(略)